

岐阜市リフレ芥見

指定管理者募集要項

令和3年7月

岐阜市環境部 東部クリーンセンター

目 次

1 募集の趣旨	1
2 基本的な運営方針	1
3 応募資格	1
4 指定期間	2
5 施設の概要	2
(1)名 称	
(2)所在地	
(3)供用開始日	
(4)施設構成・規模	
(5)運営状況(実績等)	
6 指定管理者が管理する施設の管理運営形態等	3
(1)管理運営形態	
(2)管理基準	
(3)業務の範囲	
(4)権利義務の譲渡の禁止	
(5)業務の再委託の制限	
(6)自主事業	
(7)リスク分担に対する方針	
(8)指定の取消し等	
(9)モニタリングの実施	
7 指定管理に関する経費	9
(1)指定管理者の収入について	
(2)委託料の支払い	
(3)委託料・利用料金の精算	
(4)管理口座・区分経理	
(5)納税義務について	
8 指定管理者の審査・選定の方法	11
(1)基本的な考え方	
(2)審査方法	
(3)審査結果	
(4)選定方法	
9 協定書の締結	15
10 指定までのスケジュール	15

11 応募手続等	15
(1)申請書類等の提出方法等	
(2)提出書類	
(3)現地説明会	
(4)質問受付	
(5)応募に係る留意事項	
12 問い合わせ先及び書類の提出先	17
[別紙] 提出書類一覧及び様式	18

1 募集の趣旨

岐阜市リフレ芥見(以下「施設」という。)は、市民の健康と福祉の増進を図る健康増進施設(健康増進)であるとともに、省エネ・リサイクル意識の高揚(環境配慮)及び地元への還元(地元貢献)とふれあいの場の提供を目的とする施設であり、その管理について、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項及び岐阜市リフレ芥見条例(以下「条例」という。)第 5 条の規定に基づき、施設の設置目的を効果的、効率的に達成することができる指定管理者を募集します。

平成 15 年 6 月の法改正により導入されました指定管理者制度は、市議会の議決を経て、市が指定する法人その他の団体が施設の管理を代行するものであり、民間の能力やノウハウを幅広く活用しつつ、一層の住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的とするものです。

本施設の管理運営にあたっては、利用者の様々なニーズへの対応やサービスが求められており、創意工夫によるサービスの向上を図ることにより、利用者の一層の利用を目指しています。

指定管理者は、公正かつ適正で、より効果的、効率的な管理運営の下、設置理念に基づき総合的な管理や、利用者の意見や要望を反映する管理を確実にこなすことが必要となります。

2 基本的な運営方針

施設は、健康の増進及びふれあいの場を提供し、もって市民の福祉の増進を図ることを目的に平成 19 年 3 月に設置されました。

また、健康の維持と増進を図る施設として市民に様々なサービスを提供する重要な役割を担っており、指定管理者の創意工夫により、効率的・効果的な管理運営を図り、市民へのサービス提供を向上させることを基本的な運営方針とします。

3 応募資格

(1)応募資格は次の各号を全て満たすものとし、指定管理開始前及び開始後において、資格を失効または取得できず、市が指定を取り消すことになる場合は、その損害の賠償を請求する場合があります。

ア 個人ではなく、法人その他の団体(以下「団体」という。)であること。

イ 市と容易にかつ緊密に連携しながら、緊急時の速やかな対応等が可能な団体及び岐阜市民のサービス提供に精通している団体で、岐阜市内に主たる事務所(本店機能)を有する団体であること。

ウ 過去 2 年以内において、指定管理者の責に帰すべき事由により、本市もしくは他の地方公共団体から地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定により指定の取り消しを受けていないこと。

エ 管理運営のために必要な免許・資格を有すること。

オ 地方自治法施行令第 167 条の 4 及び岐阜市競争入札参加資格停止措置要領の規定に該当しない(競争入札の参加資格を有する)団体であること。

カ 会社更生法(平成 14 年 12 月 13 日法律第 154 号)に基づき更生手続きの申立てをしている団体でないこと。

キ 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続き開始の申立てをしている団体でないこと。

ク 破産法(平成 16 年法律第 75 号)に基づく破産手続き開始の申し立てをしている団体及びその開始決定がされている団体(同法附則第 3 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。)でないこと。

ケ 「岐阜市が行う事務事業からの暴力団排除に関する合意書」第 4 条に規定する排除措置の対象でないこと。

コ 市税等の滞納がない団体であること。

(2)コンソーシアムの際の注意事項

- ア 複数の法人・団体により構成するコンソーシアムも可能としますが、同一の法人・団体が同一の施設に応募する複数のコンソーシアムへ参加することはできません。
- イ コンソーシアムで応募する場合は、代表する法人を定めていただきます。
- ウ 法人格を持たない団体については、コンソーシアムの構成員となることはできますが、その代表者になることはできません。
- エ 構成員が応募資格を喪失した場合、コンソーシアムとしても応募資格を喪失したものとします。
- オ コンソーシアムで応募する場合は、別紙様式第 6 号から第 10 号までの書類の提出が必要です。
- カ コンソーシアムを構成するすべての団体が応募資格を満たしていることが必要です。

4 指定期間

令和 4 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日までの 5 年間とします。

5 施設の概要

(1)名 称

岐阜市リフレ芥見

(2)所在地

岐阜市芥見 6 丁目 283 番地 2

(3)供用開始日

平成 19 年 3 月 27 日

(4)施設構成・規模

ア 構造・規模

(ア)敷地面積	12,867.92 m ²	
(イ)延べ床面積	2,693.46 m ²	
a 歩行浴プール棟	鉄筋コンクリート一部鉄骨造	1,057.27 m ²
b 多目的ドーム	鉄骨造	1,519.76 m ²
c 屋外便所1(倉庫付き)	鉄筋コンクリート造	87.65 m ²
d 屋外便所2	鉄筋コンクリート造	28.78 m ²
(ウ)芝生広場	2,560.00 m ²	
(エ)駐 車 場	乗用車 64 台	

イ 施設内容

(ア)歩行浴プール棟

- a 歩行浴プール(深さ 1.05m、一周 約 32m)
- b サウナ(ミスト、ドライ)
- c ジャグジー(直径 3m)
- d 温浴プール(直径 3m)
- e トレーニングルーム
(バイク 3 台、トレッドミル 4 台、乗馬フィットネスマシン 2 台等)
- f リラクゼーションルーム(マッサージ機5台)
- g 談話室(和室)
- h 多目的ルーム(卓球、エアロビクス等)

(イ)多目的ドーム(直径 44m)

フットサル 1 面、テニス 2 面、ゲートボール 2 面などの内 1 種目

(ウ)足湯

(エ)芝生広場

- a すべり台(1基)
- b スプリング遊具(3台)
- c 幼児用遊具(1基)

(オ)幼児用プール(31.36 m²)

(5)運営状況(実績等)

ア 事業・業務内容

健康増進のために、屋内の歩行浴プール、トレーニングルーム、多目的ルームと屋外の多目的ドームを、又ふれあいの場として談話室を市民の方に提供しています。

イ 管理運営部門人員配置

職員 2 名、臨時雇用員 8 名

ウ 各種講座開催数

バレトン講座、エアロビクス講座、ヨガ講座、体幹トレーニング講座などの健康増進講座
合計 200 講座予定/年度

エ 利用者数

年度	合計 (重複利用あり)	プール棟		多目的ドーム		
		歩行浴 プール	トレーニング 等	テニス	フットサル	その他
R2 ^{※1}	30,178	12,415	5,688	6,340	5,582	153
R1 ^{※2}	57,223	31,379	12,135	6,636	6,884	189
H30	64,661	37,500	11,662	7,691	7,680	128
H29	64,815	36,042	12,415	7,658	7,654	1,046

※1 新型コロナウイルスの影響により、4・5 月休館、6 月以降は利用者数制限有り

※2 新型コロナウイルスの影響により 3 月休館

オ 収支決算(R3 は予算)

年度	支出	収入		
		委託料	利用料金	その他 収入
R3(予算) ^{※3}	36,118,888	28,338,888	6,300,000	148,000
R2 ^{※3}	32,183,334	26,808,101	5,304,440	133,338
R1	35,803,789	23,919,444	9,197,270	1,694,402
H30	38,514,382	23,700,000	10,557,820	1,766,092
H29	36,302,771	23,700,000	11,091,820	1,646,342

※3 新型コロナウイルスの影響により、委託料の増額

(消費税 8% : H29、H30、R1.9 月まで)
(消費税 10% : R1.10 月から、R2)

6 指定管理者が管理する施設の管理運営形態等

(詳細は岐阜市リフレ芥見指定管理者業務仕様書(以下「仕様書」という。)を参照)

(1)管理運営形態

本施設は利用料金制度を導入して管理運営していただきます。

ア 利用料金制度とは

一般的に、施設を利用したときの料金は、「使用料」として市の収入としていますが利用料金制度では、市ではなく、その施設の指定管理者の収入とする制度です。

また、利用したときにかかる料金の額を、条例に定められた範囲内で、市長の承認を受け

て指定管理者が設定することとします。利用者が支払った料金は、指定管理者が自分の収入として受け取り、施設の運営に充てることとなります。

イ 利用料金等の設定について

利用料金は条例第12条第2項に定める範囲内で、岐阜市リフレ芥見条例施行規則(以下「規則」という。)第9条に基づいて指定管理者が市長の承認を得て決定します。料金の算定方法や納付方法の詳細については、応募時に提案していただきます。

利用料金及び時間区分の設定に当たっては、利用者にとって使いやすい設定に心がけ、次の点に留意してください。

- ・使用時間の区分については、多目的ルーム及び多目的ドームに2時間の利用区分を設けていただきます。
- ・歩行浴プール棟及び多目的ドームについては、岐阜市等の公共目的の使用は無料としてください。

ウ 利用料金の減免について

指定管理者は利用料金の減免を行うことができますが、条例第13条第2項及び規則第10条を適用していただきます。

<規則第10条要旨>

次の場合、利用料金を減免するものとする。

減免基準	減免額
身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者	5割相当額
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者	5割相当額
都道府県又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項に規定する政令指定都市から療育手帳の交付を受けている者	5割相当額
難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)第7条第1項の規定により特定医療費の支給認定を受けている者	5割相当額
上記4項までのいずれかに該当する者が介護を必要とする場合の介護者。ただし、介護を必要とする者1人につき1人の介護者に限る。	5割相当額
市内の学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づき設置された幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校並びに児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づき設置された児童福祉施設の幼児、児童及び生徒が教育課程に基づく学習活動又は福祉活動の一環として教職員等に引率されて利用する場合	免除
市外の学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づき設置された幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校並びに児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づき設置された児童福祉施設の幼児、児童及び生徒が教育課程に基づく学習活動又は福祉活動の一環として教職員等に引率されて利用する場合	5割相当額
岐阜県家庭の日を定める条例(昭和42年岐阜県条例第11号)第2条第1項に規定する家庭の日に中学生が歩行浴プール棟を利用する場合	免除
市長が特別の理由があると認める場合	その都度市長が定める額

エ 利用料金の返還について

利用料金の返還については、条例第13条第3項を適用していただきます。ただし返還する場合は、事前に市と協議が必要です。

(2)管理基準

ア 開館時間

午前9時～午後9時

(ア)歩行浴プール棟

a トレーニングルーム・談話室・多目的ルーム・リラクゼーションルーム

午前9時～午後9時

b 歩行浴プール・ジャグジー・温浴プール・サウナ

午前10時～午後9時

(イ)多目的ドーム

午前9時～午後9時

(ウ)足湯(土・日・祝日のみ 雨天中止)

午前10時～午後4時

(エ)幼児用プール(毎年7月20日～8月30日 雨天中止)

午後1時～午後4時

イ 休館日

毎週月曜日(ただし、祝日と重なった場合は最初の平日)

年始年末(12月29日～1月3日)

なお、使用時間及び休館日について、指定管理者は必要と認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て休館日を臨時に開館し、または使用時間及び休館日を臨時に変更することができます。

ウ 使用許可の基準

(ア)次のような場合には使用を許可してはいけません。

- a 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- b 伝染性の疾患を有するものであるとき。
- c 建物又は附属設備若しくは備品を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- d 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- e 前各号に掲げるもののほか、リフレ芥見の管理上支障を来すおそれがあるとき。

(イ)貸切使用の許可は条例第9条の規定により、規則第6条に基づいて行います。

(ウ)次のような場合には貸切使用の許可を取り消し、又は使用の中止を命ずることができます。

- a 条例又は規則に違反したとき。
- b 上記(ア)のいずれかに該当する事由が生じたとき。
- c 偽りその他不正な手段により貸切使用の許可を受けたとき。
- d 貸切使用の許可に付した条件に違反したとき。

エ 個人情報等の取扱・情報公開の推進

管理、運営の際に知り得た個人情報等については岐阜市個人情報保護条例・同施行規則に基づき取扱いに十分注意し職員に周知徹底を図り、それ以外のものについては岐阜市情報公開条例・同施行規則に基づき積極的に情報公開に努めてください。

なお、個人情報などの漏えい等の行為には、岐阜市個人情報保護条例に基づく罰則が適用される場合があります。

オ 目的外使用の基準

リフレ芥見は、財産の分類上、行政財産として区分されております。この行政財産は、施設の設置目的又はその用途以外に使用することができません。しかし、その用途又は目的を妨げない限度において使用を許可することができるとされております。このことを行政財産の目的外使用許可といいます。この使用許可は、市長のみが行使できる権限であり、指定管理者が行うことはできません。

(ア)岐阜市公有財産規則において、次の場合に限り使用を許可するものとしています

- a 当該行政財産を利用する者の利便を図り、食堂、売店その他の厚生施設を設置するとき。
- b 公の学術調査、研究又は公共目的のために行われる講演会、研究会等の用に短期間使用させるとき。
- c 水道事業、電気事業、ガス事業その他公益事業の用に供するため、やむを得ないと認められるとき。
- d 災害その他緊急事態の発生により、応急施設としてきわめて短期間使用させるとき。
- e 国若しくは地方公共団体その他の公共的団体において公用若しくは公共用又は公益事業に供するため、やむを得ないと認められるとき。
- f 市の事務若しくは事業又は市の企業の遂行上やむを得ないと認められるとき。
- g その他市長が当該行政財産の用途又は目的を妨げないと認めるとき。

(イ)指定管理者が、次に掲げる目的で施設を使用する場合、目的外使用許可を得る必要があります。ただし、目的外使用に該当するかどうか疑義がある場合は、担当部署と協議すること。

- a 指定管理者の業務の範囲以外で、自らの負担で自主事業等を実施する場合は、事前に市の承諾を得るものとし、その内容が目的外使用に該当すると認められるとき。
- b 指定管理者が当該施設に利用者の利便を図るなどの理由により、自動販売機設置、売

店、喫茶コーナーの設置、物品の販売、古紙回収ボックス及び自らの広告物掲示などを行うとき。

なお、自動販売機は岐阜市身体障害者福祉協会に継続許可を予定しています。

c 上記のほか施設の設置目的又は用途に反し、施設を使用するとき。

カ 災害発生時の指定管理者の対応について

(ア)施設は、岐阜市地域防災計画において指定避難所等に指定されておりませんが、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に規定する地震、暴風、洪水その他の災害(以下「災害」という。)が発生した時は、市と協議し施設利用者及び自主避難者の受け入れに協力すること。

(イ)災害が発生した時は、施設及び周辺の状態を把握し市に報告すること。

(ウ)災害が発生した時は、施設の管理保全に努めるとともに、被害の拡大防止に努めること。

キ 環境への配慮について

岐阜市では環境管理システム(GEMS)を策定し、環境改善活動に取り組んでいます。

リフレ芥見は環境部が所管する施設でもあることから省エネやリサイクル、CO₂削減等の提案、環境負荷への低減対策を実行・記録し、適宜結果を報告するなど環境に配慮した施設管理を行ってください。

ク その他

東部クリーンセンター建設に伴う地元還元施設であることを踏まえ、下記の事項について配慮すること。

(ア)市との協議による施設の円滑な運営

(イ)地元住民を積極的に雇用すること。

(ウ)リフレ芥見の運営に協力している地元業者の継続使用。

(エ)地元や施設利用者が利用する古紙回収ボックスの管理・運営について配慮すること。

(3)業務の範囲

指定管理者は、基本的な運営方針を踏まえ、条例第7条に定める以下の業務を行います。

ア 経営管理業務

(ア)企画、事業計画の策定

(イ)報告書の作成

(ウ)モニタリング

(エ)自己評価

(オ)市及び関係機関との連絡調整

(カ)新旧の施設管理者との引継

(キ)その他

イ 施設運営業務

(ア)利用許可及び取り消し

(イ)利用料金の徴収及び減免

(ウ)利用管理

(エ)広報、営業活動

(オ)その他

ウ 施設維持管理業務

(ア)施設及び設備などの保守・点検

(イ)保安警備

(ウ)防災計画、防災訓練

(エ)非常時の対応

(オ)その他、募集要項、仕様書、協定書に定めがあるもの以外に不測の事態が発生したときには双方の協議によるものとします。

エ 指定事業

施設の設置目的を最大限に発揮するために、市の指示により行う事業

オ その他

本市では、住民サービス向上の観点、窓口の事務効率化、更には、来るべき行政のデジタル化の推進のため、令和 3 年度より、キャッシュレス決済の導入を進めておりますので、可能な限り、キャッシュレス決済に係る提案をしてください。

なお、本市のキャッシュレス決済サービスで取り扱うブランドは以下のとおりとなります。

クレジットカード	「VISA」、「MasterCard」
電子マネー	「TOIKA」、「manaca」、「Suica」、「PASMO」、「SUGOCA」、「nimoca」、「ICOCA」 「はやかけん」、「kitaca」
QRコード決済	「PayPay」、「d払い」、「auPAY」、「LINEPay」、「メルペイ」、「WeChatPay」、「ALipay」

(4)権利義務の譲渡の禁止

指定管理者は、権利義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又は担保に供することはできません。

(5)業務の再委託の制限

指定管理者は、業務の全部、又は業務の主たる部分を第三者に委託することはできません。その他一部の業務の再委託については、事前に書面で市の承認を得なければなりません。

(6)自主事業(指定管理者の費用負担による業務)

指定管理業務に含まれませんが、施設の設置目的を最大限に発揮するために、指定管理者が市の許可を受け、事業を行うことができます。事業にかかる経費は市の負担ではなく、指定管理者の経費負担で事業を実施していただきますが、そこから発生する全ての収入については指定管理者の収入とします。ただし、損失が発生した場合、市は補填を行いません。

また、指定管理者に施設の優先的な使用を認めるものではなく、指定管理者による施設使用及び目的外使用は一般利用者と同様となりますので、長期にわたり独占的に使用するような提案は避けてください。

(7)リスク分担に対する方針

協定締結にあたり、市が想定する主なリスク分担の方針は、以下のとおりです。

これらは、帰責事由の所在が不明確になりやすい主なリスクについて、その方針を示したものです。下記事項以外や疑義が生じた場合は、双方の協議によるものとします。

(負担者側に ○)

No.	種類	リスクの内容	負担者	
			市	指定管理者
1	指定管理への円滑な移行	指定管理者の責めに帰すべき事由により円滑な移行ができない場合		○
		上記以外の場合	○	
2	法令等の変更	本事業に直接関係する法令等の変更	○	
3	事業の中止及び延期	市の指示によるもの	○	
		指定管理者の事業放棄又は破綻		○
4	不可抗力	天災、暴動等による履行不能	○	
5	許認可遅延	事業の実施に必要な許認可取得の遅延、失効等(岐阜市が取得するもの)	○	
		上記以外の場合		○
6	計画変更	事業条件の変更等	○	
7	管理運営費上昇	事業条件変更以外の要因による管理運営費の増大		○

8	施設及び物品の損傷	指定管理者の責めに帰すべき事由による場合		○
		上記以外の場合	○	
9	性能不適合	協定により定めた要求水準に不適合		○
10	需要変更	利用者数の変動等の需要変動		○
		インフレ、デフレ及び公共料金の変動		○
		上記以外で実施条件を超える需要変動	○	
11	利用者への対応	施設の瑕疵等施設所有者の責めに帰すべき事由による場合	○	
		上記以外の場合		○
12	第三者等への賠償	施設運営上の周辺住民等への損害(騒音、振動、臭気等)		○

上記のNo.11の「利用者への対応」については、下記の「市民総合賠償補償保険(全国市長会)」は、全ての指定管理者を賠償責任保険の被保険者とみなしており、本市が加入しているため、新たに保険加入する必要はありません。

ただし、指定管理者が「市民総合賠償補償保険」の対象とならない損害を補償対象とする必要があると判断する場合や、同保険による補償額以上の補償を確保する必要があると判断する場合は、指定管理者は別途、自らの負担で保険加入をします。

<市民総合賠償補償保険>

種類	賠償責任保険	補償保険
保険金額	身体賠償 1名につき3000万円 1事故につき3億円 財物賠償 1事故につき1000万円	死亡補償保険金 500万円 後遺障害補償保険 20万～500万円 入院補償 1日から適用 通院補償 6日から適用
対象範囲	施設の瑕疵や事業の過失	主催・共催した事業での事故を対象

ただし、市の許可を得ずに指定管理者が行う事業については、保険の対象となりません。補償保険については、指定管理者は被保険者と認められていません。市が共催・主催した事業での事故を対象に、市を被保険者として補償されるものです。

(8)指定の取消し等

市は、指定管理者が以下のいずれかに該当すると認めるときは、その指定を取消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができます。

- ・関係法令、条例、規則又は協定書に基づく市の指示に従わないとき。
- ・関係法令、条例、規則又は協定書に違反したとき。
- ・募集要項の応募資格に不適合となったとき。
- ・経営状況が著しく悪化するなど、公の施設の管理に重大な支障が生じるおそれがあるとき。

このことにより生じた損害の賠償を、市は指定管理者に対し命ずることができます。

(9)モニタリングの実施

ア モニタリング

市は、指定期間中に指定管理業務の実施状況を把握し、良好な管理状況を確保するため、次のとおりモニタリングを実施します。

指定管理者が管理の基準や事業計画に示された業務などにおいて、基準を満たしていないと判断した場合、市は改善措置を講ずる等の指導を行いません。

さらに必要な場合は業務の停止や指定の取消しを行うことがあります。

(ア)事業報告

事業報告書を作成し、定期的に提出していただきます。また、必要に応じて報告書を提出していただくことがあります。

(イ)状況確認

市は、随時指定管理業務の実施状況について、現地での確認等を行いません。

(ウ)経営状況の把握

市は指定管理者の直近の経営状況を把握するため、必要に応じて、貸借対照表、損益計算書などの書類を提出していただくことがあります。

(エ)評価

施設の管理運営状況についての評価を行うこととし、評価結果を市のホームページ等にて公表します。

イ 施設利用者のニーズ等の把握

施設利用者の利便性の向上等の観点から、アンケートの実施等により、施設利用者の意見・苦情等を聴取し、その結果及び業務改善への反映状況について市に報告していただきます。

ウ 帳簿類等の提出要求

監査委員等が岐阜市の事務を監査するために必要があると認める場合、指定管理者は帳簿書類その他の記録を提出していただく等協力を求める場合があります。

7 指定管理に関する経費(負担区分等の詳細は別添の「仕様書」を参照)

指定管理者は、指定期間中会計年度ごとに市が支払う委託料と指定管理者の収入となる利用料金により、上記の管理基準及び業務の範囲に定める全ての管理運営を行います。

(1)指定管理者の収入について

利用料金収入見込額(その他収入を含む)と委託料の合計額は、以下の金額を想定しております。

年度(令和)	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
上限額 (円・税込)	37,768,000	37,768,000	37,768,000	37,768,000	37,768,000

※ただし、委託料の上限額については、積算内訳に記載の額とします。

<積算内訳>

区 分		金額(円)	備 考
歳入	委託料	26,923,000	
	利用料金収入	9,500,000	
	その他収入	1,345,000	
	合 計	37,768,000	
歳出	人件費	15,992,000	
	需用費(電気以外)	6,850,000	
	需用費(電気)	4,705,000	
	役務費	982,000	
	委託料	7,174,000	
	使用料及び手数料	266,000	
	その他	200,000	
	租税公課	1,599,000	
	合 計	37,768,000	

※10%の消費税及び地方消費税を含む
 ※費目の詳細については収支予算書参照

(2)委託料の支払い

市は、以下の対象経費から、利用料金収入見込額を差し引いた額を、委託料として別途締結する協定書に基づき指定管理者に支払います。支払い時期や支払い方法については協定書により定めます。

なお、指定期間中の各年度の委託料は応募者の提案した委託料の額(※)とし、法の改正や災害等特別な場合を除いて、原則指定期間中は増額しません。

(※)本施設は電力入札等によって経費削減が期待できる高圧電力施設です。電気料金について応募者は、より廉価な電力プラン等により積算し、提案してください。

なお、供給電気方式や予定使用電力量等については別紙「リフレ芥見電気需給仕様書」等を参照してください。

本事業では利用料金制度を採用することとし、利用料金は指定管理者の収入とします。

【対象経費】

- ・経営管理に関する経費
- ・施設運営に関する経費
- ・施設の維持管理に関する経費
- ・指定事業の実施に関する経費

(3)委託料・利用料金の精算(取扱い)

当初収支計画の委託料・利用料金の精算(取扱い)については、下記のとおりです。

- ・経費の削減などにより生み出された剰余金については、原則として返還を求めません。
- ・利用料金収入の減少など、指定管理者の運営に起因する不足額が生じた場合は、原則として補填は行いません。
- ・委託料の算定基礎である当初収支計画に対し、収支決算において利益が生じた場合、利益の20%を市に納入していただきます。この精算は、翌年度に実績報告書が提出された後、行うこととします。

(4)管理口座・区分経理

指定管理業務に係る経理は、専用の口座で管理してください。

また、指定管理業務に係る経理、自主事業に係る経理及びその他の業務に係る経理を区分して整理してください。

(5)納税義務について

指定管理者は、①法人等にかかる市民税、②事業を行う者にかかる事業所税、③新たに設置した事業用資産にかかる固定資産税(償却資産)等の納税義務者となる可能性がありますので、①及び②については岐阜市役所市民税課、③については岐阜市役所資産税課にお問い合わせください。

事業所税については、課税と見込んだ収支計画に対し、決算において非課税となった場合、当該事業所税分については返納していただくこととなります。

なお、法人税、消費税等の国税については税務署、法人等にかかる県民税・事業税等の県税については、県税事務所へお問い合わせください。

8 指定管理者の審査・選定の方法

(1)基本的な考え方

公の施設は、住民の福祉を増進する目的を持って、住民の利用に供するために普通地方公共団体が設けるものです。

指定管理者制度は、多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、施設の管理に民間の能力やノウハウを幅広く活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的とするものです。

そこで、指定管理者制度の趣旨やリフレ芥見の設置目的を十分に理解し、公正かつ適正な管理運営の下、より効果的、効率的に管理運営を行うことができる指定管理者の候補者を選定するため、次のとおり審査方法等を定めます。

(2)審査方法

提出された申請書の審査については、応募資格等に該当するかどうかを審査する第1次審査と、第1次審査を通過した応募者について、必要に応じてヒアリング、プレゼンテーション等により事業計画書等の内容を審査する第2次審査を行います。指定管理候補者の選定後、議会の議決を経て市長が指定管理者を決定することとなります。

また、候補者は次点まで選定します。ただし、指定管理者として相応しいことが条件となります。次点候補者としての効力は選定結果を通知した日から1年間とし、選定結果通知を行った日から指定議案の議会の議決が得られるまでの期間に不測の事態が発生した場合、改めて選定委員会の審査を経ることなく、次点候補者は指定管理者候補者となります。さらに、指定議案の議会の議決が得られた日から、次点候補者に選定結果を通知した日以後、1年を経過した日までの期間に不測の事態が発生した場合、非公募で次点候補者を認定し、改めて選定委員会を開催し指定管理者候補者としての適否を審査します。

審査は、選定委員会(以下「委員会」という。)において非公開で行います。

なお、応募者と選定委員との利害関係を確認するため、第二次審査前に「委員との利害関係に関する申出書」を提出していただきます。

(3)審査結果

審査結果及び選定・不選定の理由は、後日応募団体へ通知します。

また、審査結果は、市ホームページ等で公表します。

ただし、公表を拒む団体が選外であった場合は、団体名は公表しません。

(4)選定方法

第1次審査(資格審査及び書類審査)

次の審査項目について事務局で事前に審査し、その結果を委員会に報告します。

また、審査項目10の『「岐阜市が行う事務事業からの暴力団排除に関する合意書」第4条に規定する排除措置の対象でないこと』の審査について、役員等の氏名、生年月日等を照会することがあります。

報告に基づき委員会において審査を行い、不適合な者は失格とします。

審査項目		適・否
1	個人ではなく、法人その他の団体(以下「団体」という。)であること。	適・否
2	過去2年以内において、指定管理者の責に帰すべき事由により、本市もしくは他の地方公共団体から地方自治法第244条の2第11項の規定により指定の取り消しを受けていないこと。	適・否
3	応募資格に記載する管理運営に必要な免許・資格を有していること。	適・否
4	地方自治法施行令第167条の4(昭和22年政令第16号)及び岐阜市競争入札参加資格停止措置要領の措置要件に該当しない団体であること。	適・否
5	市県民税、法人税、消費税、地方消費税、固定資産税、都市計画税、特別土地保有税及び事業所税の滞納がない団体であること。	適・否
6	会社更生法(平成14年12月13日法律第154号)に基づき更生手続きの申立てをしている団体でないこと。	適・否
7	民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続き開始の申立てをしている団体でないこと。	適・否
8	破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続き開始の申し立てをしている団体及びその開始決定がされている団体(同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。)でないこと。	適・否
9	市と容易にかつ緊密に連携しながら、緊急時の速やかな対応等が可能な団体及び岐阜市民のサービス提供に精通している団体で、岐阜市内に主たる事務所(本店機能)を有する団体であること。	適・否
10	「岐阜市が行う事務事業からの暴力団排除に関する合意書」の第4条に規定する排除措置の対象でないこと。	適・否
11	募集要項、仕様書の内容を満たしていること。	適・否

※第1次審査を通過した後であっても、上記審査項目に不適合であることが判明した、もしくは不適合となった場合は、指定管理者としての資格を喪失したものとします。

第2次審査(提案内容等の審査)

第1次審査を通過した応募者について、「公平性・透明性」、「効果性」、「効率性」、「安定性・安全性」、「貢献性」の観点から、必要に応じヒアリング、プレゼンテーション等によりその提案内容等を審査するものです。

選定基準及び評価項目については、次のとおりとし、採点は300点を満点とし、合計点と評価項目ごとの採点結果による総合評価により選定します。ただし、採点結果が配点合計の6割未満の場合は、指定管理者の候補者として選定しないこととします。

なお、総合評価は各委員の採点結果をもとに、全委員の協議により行います。

<選定基準及び評価項目及び配点>

区分	配点	選定基準	評価項目	採点結果
公平性 透明性	35	住民の平等 利用が確保 されること	『住民の平等利用が確保されること』に対する基本的な考え方(理解度、取組姿勢など)	
			平等利用を確保するための体制、モニタリングなど	
			情報公開、広報の方策	
			その他応募者の提案によるもの	
			小 計	
効果性	70	事業計画書 の内容が、対 象施設の効 用(設置目 的)を最大限 発揮するも のであること	『事業計画書の内容が、対象施設の効用(設置目的)を最大限発揮するものであること』に対する基本的な考え方(理解度、取組姿勢など)	
			既存業務の改善、工夫又は新規の魅力的な提案の有無、内容	
			利用者ニーズ、苦情などの把握方法及び対応方策など	
			利用者に対するサービス向上の方策(窓口対応、プロモーション、設備の整備など)	
			利用促進、利用者増の方策	
			サービスの質を確保するための体制、モニタリングなど	
			施設の効用(設置目的)を最大限発揮できるスタッフの配置	
			キャッシュレス決済に関する提案	
			その他応募者の提案によるもの	
			小 計	
効率性	65	事業計画書 の内容が、管 理経費の縮 減が図られる ものであること	『事業計画書の内容が、管理経費の縮減が図られるものであること』に対する基本的な考え方(理解度、取組姿勢など)	
			指定管理経費の設定額	
			指定管理経費の妥当性(サービスとコストのバランスなど)	
			収支計画の妥当性	
			管理経費縮減の具体的方策	
			スタッフ配置の妥当性(無理はないか)	
			利用料金を收受する施設の場合、収入の増加を図るための方策	
			電気料金に関する提案	
			その他応募者の提案によるもの	
小 計				
安定性 安全性	65	事業計画書 に沿った管理 を安定して行 う物的能力、 人的能力を 有していること	『事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していること』に対する基本的な考え方(理解度、取組姿勢など)	
			当該公の施設に類似あるいは関連する事業、業務などの実績	
			経営基盤の安定性	
			組織及びスタッフ(採用予定者も含む)の経歴、保有する資格、ノウハウ、専門知識など	
			スタッフ(採用予定者も含む)の管理、監督体制	
			スタッフ(採用予定者も含む)の人材育成の方策	
			リスクへの対応方策(利用者の安全確保策、防止策、非常時の対応マニュアルなど)	
			リスクへの対応能力(資金力、損害賠償能力など)	
			グループ応募(コンソーシアム)の場合、グループの安定性	
			グループ応募(コンソーシアム)の場合、役割分担及びリスク分担などの確実性及び妥当性	
その他応募者の提案によるもの				
小 計				

区分	配点	選定基準	評価項目	採点結果
貢献性	65	事業計画書の内容が、岐阜市あるいは施設がある特定の地域(以下「地元」という。)の振興、活性化などに貢献できるものであること	『事業計画書の内容が、岐阜市あるいは施設がある特定の地域(以下「地元」という。)の振興、活性化などに貢献できるものであること』に対する基本的な考え方(理解度、取組姿勢など)	
			地元の法人その他の団体の育成(一部業務の再委託先)	
			地元の住民、高齢者、障がい者等の雇用	
			地元での資材等の調達	
			地元での社会活動等への参加	
			その他地元への貢献に関すること	
			その他応募者の提案によるもの	
			小計	
合計				

● 総合評価

審査結果	審査内容(選定・不選定の理由等)

9 協定書の締結

市議会の指定議案の議決後、市と指定管理者との協議に基づき、指定期間共通の協定書を締結します。

また、著しい経営環境の変化や、協定書に定めのない事項又は協定書の内容に疑義が生じた場合は、改めて協議します。

10 指定までのスケジュール

(1)募集要項の公表・配布	令和3年7月1日(木)～8月20日(金)
(2)説明会・現地見学会の開催	令和3年7月13日(火)～16日(金)の1日
(3)質問受付期間	令和3年7月21日(水)～8月20日(金)
(4)申請書受付期間	令和3年7月21日(水)～8月20日(金)
(5)第1次審査(資格審査等)	令和3年8月下旬～9月中旬
(6)第2次審査(提案内容等の審査)	令和3年9月中旬～10月下旬
(7)選定結果の通知・公表	令和3年11月上旬
(8)市議会へ指定議案・債務負担行為予算案を提出	令和3年11月下旬頃
(9)指定の通知	令和3年12月中旬以降
(10)協定書の締結	令和4年1月～2月
(11)事務引継・トレーニング	令和4年2月～3月

11 応募手続等

(1)申請書類の提出方法等

市のホームページ、または市役所新庁舎14階岐阜市環境部環境政策課または環境部東部クリーンセンターで書類を入手し、東部クリーンセンターまで持参いただくか又は記録が残る送付方法(簡易書留等)でご提出ください。(提出期間内必着。FAX等による送付、受付はいたしません。)

申請受付期間は、土・日曜・祝日を除く令和3年7月21日(水)～8月20日(金)(午前9時から午後5時)までとし、応募に要する経費は全て応募者の負担となります。

なお、応募者から提出された書類は、公正な競争を妨げないようするため、指定管理者が選定されるまでの間は非公開とするともに、一度提出された事業計画や管理運営費などの根幹に関わる内容の変更は、原則として認めません。

(2)提出書類

別紙「提出書類一覧」及び「様式」のとおり

(3)現地説明会

応募方法、提出書類、指定管理業務等についてリフレ芥見で説明会を開催します。

参加を希望される団体は、開催日の1週間前までに説明会参加申込書(様式第14号)にて下記まで郵送、FAX、電子メール又は持参により申し込んでください。

なお、FAX送信の場合、必ず受信確認のために電話連絡をしてください。

ア 申込み先

・岐阜市環境部東部クリーンセンター

〒501-3134 岐阜市芥見6丁目368番地

電話:058-243-1151

FAX:058-244-0074

電子メール:t-clean@city.gifu.gifu.jp

イ 受付時間

午前9時～正午及び午後1時～午後5時

※土・日曜日及び祝日を除く

ウ 開催日時

日時 令和3年7月13日(火)～16日(金)の1日
午前10時00分から2時間程度(施設見学、概要説明)

場所 リフレ芥見歩行浴プール棟多目的ルーム
(岐阜市芥見6丁目283番地2)
TEL 058-241-8831

※参加者は会場の関係上、申請一団体につき3人までとします。なお、参加者の方には、当日受付簿に会社名及び名前を記入していただきます。

(4)質問受付

リフレ芥見の指定管理者募集要項及び指定管理者業務仕様書に関する質問を受け付けます。(選定・審査に関する事項は除く。)

受付期間 令和3年7月21日(水)～令和3年8月20日(金)

受付方法 前項(3)アの東部クリーンセンターへ郵送・FAX・電子メールにより提出
(応募団体名、連絡先、担当者名、質問を明記)

FAX:058-244-0074

電子メール:t-clean@city.gifu.gifu.jp

※質問の回答は、後日東部クリーンセンターホームページ及び東部クリーンセンターにおいて公表します。

※電話でのご質問又は質問書様式によらない質問及び、公平性を欠くと判断される質問についてはお答えできませんので、ご注意願います。

(5)応募に関する留意事項

ア 働きかけの禁止

選定委員、本件業務に従事する市職員並びに本件関係者に対し、本件提案についての不当な接触を禁じます。働きかけの事実が認められた場合、失格とします。

「働きかけ」の基準、判断手順は「岐阜市指定管理者制度基本方針」のとおりとします。

イ 虚偽の記載をした場合の取り扱い

応募書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。

ウ 応募書類の取り扱い

応募書類は理由の如何を問わず、返却いたしません。

エ 応募の辞退

応募受付後に辞退する場合は、辞退届を提出してください。

オ 提出書類の著作権

市が提示する設計図書等の著作権は市及び作成者に帰属し、応募者の提出する書類の著作権はそれぞれの応募者に帰属します。なお、市が必要と認めるときは、市は提出書類の全部又は一部を使用できるものとします。

カ 追加書類の提出

市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがあります。

キ 情報公開制度の対象

応募者が提出した書類等は岐阜市情報公開条例(昭和60年6月20日岐阜市条例第28号)第2条に定める公文書となり、情報公開の対象となります。

ク 資料等の目的外使用の禁止

市が提供する資料は、応募に関わる検討以外の目的で使用することを禁じます。また、この検討の目的の範囲内であっても、市の了承を得ることなく第三者に対して、これを使用させたり、又は内容を提示することを禁じます。

12 問い合わせ先及び書類の提出先

- ・岐阜市環境部東部クリーンセンター
〒501-3134 岐阜市芥見 6 丁目 368 番地
電話:058-243-1151
FAX:058-244-0074
電子メール:t-clean@city.gifu.gifu.jp

提出書類一覧及び様式

[別紙]

1	リフレ芥見指定管理者指定申請書	様式第 1 号	規則第 5 条 様式第 1 号
2	リフレ芥見利用料金承認申請書	様式第 2 号	規則第 9 条 様式第 2 号
3	岐阜市リフレ芥見事業計画書	様式第 3 号	
4	岐阜市リフレ芥見収支予算書	様式第 4 号	
5	法人等概要書	様式第 5 号	単体法人
6	岐阜市リフレ芥見の管理運営に関する協定書 【コンソーシアム】岐阜市リフレ芥見の管理運営に関する協定書	参考① 参考②	
7	岐阜市リフレ芥見指定管理者指定申請書	様式第 6 号	コンソーシアム の場合
8	岐阜市リフレ芥見指定管理業務コンソーシアム構成員表	様式第 7 号	
9	岐阜市リフレ芥見指定管理業務コンソーシアム構成員概要書	様式第 8 号	
10	岐阜市リフレ芥見指定管理業務コンソーシアム協定書	様式第 9 号	
11	委任状	様式第 10 号	
12	定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類		
13	団体の概要及び活動状況を記した書類(経営方針、事業所等所在地、資本金等、設立、沿革、従業員数、組織)、事業の概要、障がい者の法定雇用率達成状況、活動実績等 *法人にあつては次の書類を提出してください。 (1)当該法人の登記事項証明書(申請日において発行の日から 3 月以内のもの) (2)印鑑登録証明書(申請日において発行の日から 3 月以内のもの) (3)決算書、貸借対照表及び損益計算書、財産目録その他経営状況を明らかにする書類 (直近 3 年間) (4)法人税・消費税・法人市民税・固定資産税(都市計画税)・地方消費税の直近 3 年間の納税証明書 (5)役員名簿照会及び同意書	様式第 11 号	
14	岐阜市リフレ芥見指定管理者指定申請にかかる誓約書	様式第 12 号	
15	その他市長が特に必要があると認める書類		
16	辞退届	様式第 13 号	
17	岐阜市リフレ芥見指定管理者応募説明会参加申込書	様式第 14 号	
18	岐阜市リフレ芥見指定管理者の応募に関する質問書	様式第 15 号	

※コンソーシアムによる応募の場合は、構成員ごとに9、11、12、13、14、15の書類を提出してください。

様式第1号(第5条関係)

リフレ芥見指定管理者指定申請書

(あて先)岐阜市長

年 月 日

団体所在地
団 体 名
代 表 者 名

リフレ芥見の指定管理者の指定を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 提出書類

- (1)定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- (2)リフレ芥見の管理に関する収支予算書
- (3)事業計画書
- (4)団体の概要及び活動状況を記した書類
- (5)前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 担当者連絡先

リフレ芥見利用料金承認申請書

(あて先)岐阜市長

年 月 日

団体所在地
団 体 名
代 表 者 名

下記のとおり利用料金を承認されるよう申請します。

記

施 設 名	
区 分	
利 用 料 金 額	
利用料金設定理由	
備 考	

記入しきれない場合は、一覧表を添付してください。

岐阜市リフレ芥見 事業計画書

団 体 名	
代 表 者 名	
所 在 地	
電 話 番 号	
F A X 番 号	
電 子 メ ー ル	
担 当 者 所 属	
担 当 者	

事業計画書

岐阜市リフレ芥見の管理体制についてすべての項目について具体的に記入をお願いします。

<p>1 施設管理の基本的な考え方</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 住民の平等利用が確保されるための方策 2 平等利用を確保するための体制とモニタリングの方法 3 情報公開と広報の方策 4 地域の実情や利用者ニーズの把握・苦情処理 5 サービス向上・利用促進のための方策など 6 サービスの質の確保とそのためのモニタリング
<p>2 施設の管理にあたる職員について</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 管理を安定して行うための方策 2 責任者及び職員の配置(担当業務の経験年数等もわかる範囲で記入してください。) 3 職員の管理・監督体制
<p>3 職員の勤務体制</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 勤務時間について 2 ローテーション 3 人材育成等の方法について
<p>4 個人情報の取扱いについて</p>	
<p>5 施設の運営管理業務について</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 管理施設の効用を最大限発揮するための具体的な方策 2 上記に対する具体的方策と利用者増やサービス向上などの方策 3 経費の縮減の基本的な考え方と具体的方策 4 収入増加のための方策 5 電気料金に関する提案

<p>6 緊急事態への対応について</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 緊急事態への基本的な考え方 2 防火管理者の資格 3 緊急連絡体制、非常時の対応マニュアルなど 4 損害賠償能力について(加入が義務付けられている保険の取扱い)
<p>7 地域への貢献性</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域の振興、活性化に対する基本的な考え方 2 地元法人その他団体の育成(一部業務の再委託) 3 社会活動への参加など <p>※その他、地元貢献に関する事項を記入</p>
<p>そのほかアピールしたい企画・ことがら等ありましたらご記入ください。</p>	<p>※キャッシュレス決済の導入、環境、健康増進に関する提案等を記入</p>

岐阜市リフレ芥見
収支予算書

団 体 名	
代 表 者 名	
所 在 地	
電 話 番 号	
FAX 番 号	
電 子 メ ー ル	
担 当 者 所 属	
担 当 者	

収支予算書

単位:千円

区 分		R4年度	R5年度	R6年度	備 考	
歳 入	利用料金					
	委託料					
	その他収入					
	合 計 (A)					
歳 出	人件費	職員				
		パート職員				
		臨時雇用(幼児用プール監視)				
		その他				
	報償費(謝金)					
	需用費	需用費計				
		消耗品費				
		燃料費				
		事務消耗品				
		印刷製本費				
		光熱水費				
		電気代				
		修繕費				
		その他				
	役務費	役務費計				
		通信運搬費				
		広告料				
		手数料				
		その他				
	委託料	委託料計				
		プール循環設備点検業務委託				
		空調設備点検業務委託				
		電気設備保守管理業務委託				
		ボイラー保守点検業務委託				
		自動火災報知器設備点検業務委託				
		自動扉点検業務委託				
		有害不快害虫駆除業務委託				
		施設清掃業務委託				
		芝生広場及び園内周辺管理業務委託				
		樹木選定				
		遊具点検				
		機械警備業務委託				
貯水槽及びバランシング 清掃業務委託						
トレーニング機器保守点検						
プール水等の水質検査業務委託						
建築物・設備点検業務委託						
その他						
使用料 及び 賃借料	使用料及び賃借料計					
	放送受信料(衛星カラー)					
	その他					
その他						
租税公課						
合 計 (B)						

収支予算書

単位:千円

区 分		R7年度	R8年度	備 考	
歳 入	利用料金				
	委託料				
	その他収入				
	合 計 (A)				
歳 出	人件費	職員			
		パート職員			
		臨時雇用(幼児用プール監視)			
		その他			
	報償費(謝金)				
	需用費	需用費計			
		消耗品費			
		燃料費			
		事務消耗品			
		印刷製本費			
		光熱水費			
		電気代			
		修繕費			
		その他			
	役務費	役務費計			
		通信運搬費			
		広告料			
		手数料			
		その他			
	委託料	委託料計			
		プール循環設備点検業務委託			
		空調設備点検業務委託			
		電気設備保守管理業務委託			
		ボイラー保守点検業務委託			
		自動火災報知器設備点検業務委託			
		自動扉点検業務委託			
		有害不快害虫駆除業務委託			
施設清掃業務委託					
芝生広場及び園内周辺管理業務委託					
樹木選定					
遊具点検					
機械警備業務委託					
貯水槽及びバランシング 清掃業務委託					
トレーニング機器保守点検					
プール水等の水質検査業務委託					
建築物・設備点検業務委託					
その他					
使用料 及び 賃借料	使用料及び賃借料計				
	放送受信料(衛星カラー)				
	その他				
その他					
租税公課					
合 計 (B)					

法人等概要書

団 体 名	
代 表 者 名	
所 在 地	
設 立 年 月 日	
資 本 金	
売 上 高	
従 業 員 数	
業 務 内 容	
団 体 の 特 色	

岐阜市リフレ芥見の管理運営に関する協定書

岐阜市(以下「市」という。)と△△△△△(以下「指定管理者」という。)とは、岐阜市リフレ芥見(以下「施設」という。)の管理運営に関する業務(以下「管理業務」という。)について、次のとおり協定書を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

(趣旨)

第1条 この協定は、施設の設置目的を効果的、効率的かつ円滑に達成するため、岐阜市リフレ芥見条例(平成18年岐阜市条例第63号。以下「条例」という。)第5条の規定により指定された指定管理者が行う施設の管理業務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定期間)

第2条 指定管理者が本施設を管理運営する期間は、令和4年4月1日から令和9年3月31日までとする。

2 この協定の期間は、前項の規定による指定期間と同じ期間とする。

(会計区分)

第3条 管理業務に係る会計区分は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年度毎とし、独立した区分経理を行わなければならない。

(管理業務)

第4条 指定管理者は、条例第7条の規定に基づき、次に掲げる管理業務を行う。

(1) 施設の管理に関する業務

(2) 貸切使用の許可並びに使用及び入場の制限に関する業務

(3) 前2号に掲げる業務のほか、施設の管理上又は施設の設置の目的を達成するため市長が必要と認める業務

2 前項各号に掲げる業務の細目は、別紙の募集要項、仕様書及び事業計画書に記載されたとおりとする。

3 指定管理者は、公の施設であることを常に念頭に置いて、公正に管理業務を実施しなければならない。

4 指定管理者は、管理業務の実施にあたっては、関係法令及び条例等を遵守しなければならない。

(指定管理以外の業務)

第5条 指定管理者は、施設利用者サービスの観点から、前条に規定する業務のほか、以下の業務を行うものとする。

(1) 物品の販売に関する業務

(2) その他市及び指定管理者が必要とする業務

2 前項第1号に掲げる業務については、指定管理者が市から施設の目的外使用許可を受けて運営するものとする。

(管理物件)

第6条 指定管理者が管理する施設及び物品等(以下「管理物件」という。)の対象は、別に市が提示する公有財産台帳及び備品台帳によるものとし、前条第2項に係るものを除き、指定管理者は無償で使用できるものとする。

2 指定管理者は、管理物件を常に善良なる管理者の注意をもって管理し、又は使用しなければならない。

3 指定管理者は、管理物件を管理業務以外の用に使用してはならない。ただし、市の承認を受けた場合は、この限りでない。

4 指定管理者は、管理物件の形状、形質等を変更してはならない。ただし、市の承認を受けた場合は、この限りでない。

5 指定管理者は、災害、事故等により管理物件を滅失し、又は毀損した場合は、速やかに市に報告し、市の指示を受けなければならない。

6 指定管理者は、自己の責めに帰すべき事由により管理物件を滅失し、又は毀損した場合は、指定管理者の負担において管理物件を原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(情報の取扱い)

第7条 指定管理者は、管理業務の実施に係り取得又は保有をした個人情報の取扱いについては、岐阜市個人情報保護条例(平成16年岐阜市条例第1号)の規定に準じて取り扱わなければならない。

2 指定管理者及び施設の管理業務に従事する者は、管理業務の実施によって知り得た秘密及び市の行政事務等で一般に公開されていない事項を外部へ漏らし、又は他の目的に使用してはならない。指定の期間が満了し、又は指定を取り消された後においても同様とする。

3 指定管理者は、管理業務の実施に係り作成、取得又は保有をした文書については、岐阜市情報公開条例(昭和60年岐阜市条例第28号)の規定に準じて取り扱わなければならない。

4 指定管理者は、前項の指定管理者が保有する文書に関し、情報公開の請求があった場合は、市と協議し必要な措置を講じるものとする。

5 指定管理者は、市から管理業務に係る文書の提供の依頼があった場合は、市に当該文書の提供をするものとする。

(管理業務従事者等)

第8条 指定管理者は、管理業務に従事する者の氏名をあらかじめ市に通知しなければならない。

2 指定管理者は、管理業務に従事する者の中から、責任者を定め、市に通知しなければならない。

3 指定管理者は、前2項の規定による通知に係る事項に変更がある場合には、直ちに市に通知しなければならない。

(再委託の禁止)

第9条 指定管理者は、管理業務を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ指定管理者の書面による承認を得た場合は、この限りでない。

(権利譲渡禁止)

第10条 指定管理者は、協定書を締結したことにより生じる権利義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又は担保に供してはならない。ただし、市においてやむを得ないと認め市議会の同意を得た場合は、この限りでない。

(損害の賠償)

第11条 指定管理者は、管理業務の実施にあたり、指定管理者の責に帰すべき事由により市又は第三者に損害を与えた場合は、損害を補償しなければならない。

2 前項の場合において、損害を受けた第三者の求めに応じ市が損害を賠償したときは、市は指定管理者に対して求償権を有するものとする。

(リスク分担)

第12条 管理業務に関するリスク分担については、別記1のとおりとする、

2 前項に定める事項で疑義がある場合又は前項に定める事項以外の不測のリスクが生じた場合は、市と指定管理者が協議の上、リスク分担を決定する。

(非常時の対応)

第13条 指定管理者は、事故、犯罪等の非常事態の発生が予想されるとき又は発生したときは、直ちに市に報告し、その指示を受けなければならない。ただし、事態が緊急を要する場合には、利用者の安全確保に関する措置及び施設等の保全措置を優先して講じた後、速やかに市に報告しなければならない。

2 指定管理者は、事前に、非常時のマニュアルや緊急連絡網の作成等、非常時に対応できる体制を整備し、これを市に届け出なければならない。

(災害時の対応)

第14条 指定管理者は、施設の営業時間内に、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に規定する地震、暴風、洪水その他の災害が発生し、または発生のおそれがある場合において、避難情報(避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示)の発令、または発令される前に施設利用者が滞留する場合や自主避難者がいる場合は、速やかに市へ報告し、対応について市と協議しなければならない。

2 指定管理者は、市との協議により自主避難者等を受け入れる場合は、協力するものとする。

3 市は、自主避難者等を指定避難所等に受け入れるため、他の避難所等を開設し、自主避難者等を避難させるものとする。ただし、災害の状況により避難させることが困難な場合は、この限り

ではない。

- 4 市の指示により自主避難者等を受け入れた場合、指定管理者は施設内で発生した避難者及び物資に係る事故について責任を負わないものとする。
- 5 指定管理者が災害対応業務等で支出した費用については、合理性が認められる範囲で市が負担することを原則として、市と指定管理者の協議により決定するものとする。
- 6 市の遵守事項は下記のとおりとする。
 - (1) 市は、指定管理施設で混乱が生じないように連絡体制及び安全管理に万全を期すとともに、施設等に破損、減失等が生じないように十分配慮する。
 - (2) 市は、施設等が著しく破損し、または避難者等の受け入れが限界を超え、使用不能となった場合には、他の避難所の確保等に努めること。
 - (3) 市は、指定管理施設の避難所としての使用が長期にわたる等の理由により、指定管理者の通常業務に支障を来すおそれが生じた場合には、速やかに他の避難所の確保等に努めること。
 - (4) 市は、指定管理施設の避難所としての使用が終了したときは、責任をもって速やかに廃棄物の処理等を行うこと。

(事業計画書の提出)

- 第15条 指定管理者は、第3条の規定による会計区分毎に、翌年度の管理業務に係る事業計画書及びその経費(収入のある施設は「収支」)の明細を10月31日までに甲に提出し、市の承認を得なければならない。
- 2 指定管理者は、前項の承認を受けた後に事業計画を変更しようとするときは、あらかじめ市と協議し、承認を得なければならない。この場合において、経費(収入のある施設は「収支」)の明細は、前項の規定にかかわらず市が定める日までに提出するものとする。

(事業報告等)

- 第16条 指定管理者は、毎月終了後10日以内に、次に掲げる事項を記載した月毎の事業報告書を作成し、市に提出しなければならない。
- (1) 管理業務の実施状況
 - (2) 施設の利用状況(利用件数、利用者数、利用拒否等の件数・理由等)
 - (3) 料金収入の実績
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者による管理の実態を把握するために必要な事項
- 2 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市に提出しなければならない。ただし、年度の途中において指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。
 - (1) 管理業務の実施状況
 - (2) 施設の利用状況(利用件数、利用者数、利用拒否等の件数・理由等)
 - (3) 料金収入の実績
 - (4) 管理経費等の収支状況
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者による管理の実態を把握するために必要な事項
 - 3 市は、必要があると認める場合には、指定管理者に対し、前2項に掲げるもののほか管理業務及び経理の状況に関し、必要に応じて報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。
 - 4 市は、必要があると認める場合には、指定管理者に対し、貸借対照表、損益計算書など直近の経営状況を確認できる書類の提出を求めることができる。
 - 5 指定管理者は、第3項の規定による指示に従い、是正等の措置を講じ、市に対しその措置の内容を速やかに報告しなければならない。

(委託料の精算)

- 第17条 指定管理者は、その収入である委託料(第4条の管理業務の実施に対する対価をいう。以下同じ。)と利用料金の合計が、指定管理業務の実施に要する費用の合計額を超えた場合においては、当該超過額の100分の20に相当する額を市に支払うものとする。ただし、経費の節減等により指定管理業務の実施に要した費用の合計額が、事業計画書において見込んだ費用の合計額を下回った場合においては、その額を当該超過額から控除できるものとする。

(指定の取消し等)

第18条 市は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、指定管理者の指定を取り消し、又は業務の全部若しくは一部を停止させ、支払った委託料の全部若しくは一部の返還及びこれにより生じた損害の賠償を命じることができる。

- (1) 指定管理者が、関係法令、条例、規則又はこの協定に基づく市の指示に従わないとき。
 - (2) 指定管理者が、関係法令、条例、規則又はこの協定に違反したとき。
 - (3) 指定管理者として指定を受ける際の応募資格に不適合となったとき。
 - (4) 指定管理者の経営状況が著しく悪化するなど、公の施設の管理に重大な支障が生じるおそれがあるとき。
- 2 前項の規定に基づき、指定管理者の指定を取り消し、又は管理業務の全部若しくは一部を停止することにより生じた指定管理者の損害については、市はその責めを負わないものとする。
- 3 指定管理者は、第1項の規定により指定管理者の指定を取り消されたときは、速やかに施設及び物品等を市に返還しなければならない。
- 4 指定管理者は、第1項の規定により指定管理者の指定を取り消され、又は管理業務の全部若しくは一部を停止された場合に、既に委託料が支払われているときは、市の指定する期日までに当該指定の取消し又は管理業務の全部若しくは一部の停止に係る期間に対して支払われた委託料として市が計算して定める金額を市に返納しなければならない。
- 5 市は、第1項に規定する場合のほか、必要があるときは、業務の全部又は一部を廃止することができる。この場合において、市は、廃止しようとする日の30日前までにこれを指定管理者に通知し、指定管理者の指定を取り消さなければならない。
- 6 前項により、指定管理者の指定が取り消された場合における損害の賠償については、市と指定管理者が協議して定める。

(原状回復義務)

第19条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理物件を速やかに原状に復さなければならない。ただし、市の承認を得たときは、この限りでない。

- 2 市は、指定管理者が前項の義務を履行しないときは、これを原状に復し、その費用を指定管理者に請求することができる。

(文書の保存)

第20条 指定管理者は、管理業務を実施するにあたって指定管理者が保有する文書は、指定の期間が満了し、又は指定を取り消された後においても、岐阜市文書取扱規則(昭和49年岐阜市規則第6号)に準じて保存しなければならない。

(重要事項の変更)

第21条 指定管理者は、定款、事務所の所在地又は代表者の変更等を行ったときは、遅滞なく市に届け出なければならない。

(利用料金の帰属の範囲)

第22条 指定管理者に帰属する利用料金は、指定管理者が施設の指定管理者である期間(以下「指定管理者期間」という。)において行われる施設の使用に係る利用料金とする。ただし、指定管理者期間内に発行された回数券の利用料金は指定管理者に帰属するものとする。

(管理業務の引継)

第23条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、市の指示に従い、速やかに管理業務に関する事務及び文書を市又は市が指定した者に対して市の指定する期日までに引き継ぐとともに、引継ぎ書を作成しなければならない。

- 2 前項の場合において、指定管理者期間終了後の施設の利用に係る利用料金(回数券による利用料金を除く。)を既に収受しているときは、指定管理者は、市の指示に従い当該利用料金の額を市の指定する口座に振り込まなければならない。

(回数券の取扱い)

第24条 指定期間開始前に発行済みの回数券は、指定期間開始後も効力を有するものとし、指定

管理者は、指定管理者の負担により当該回数券による利用を受け入れるものとする。

- 2 指定管理者は、主に指定期間終了後の使用となる回数券の販売を特に促進してはならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、販売の促進があったと市が認める場合は、指定管理者は、当該販売の促進により得たと市が認める金額を市に支払わなければならない。

(委託料、支払い方法)

第25条 各年度の委託料の額は、次のとおりとする。

令和4年度 〇〇,〇〇〇,〇〇〇円(消費税及び地方消費税を含む。)

令和5年度 〇〇,〇〇〇,〇〇〇円(消費税及び地方消費税を含む。)

令和6年度 〇〇,〇〇〇,〇〇〇円(消費税及び地方消費税を含む。)

令和7年度 〇〇,〇〇〇,〇〇〇円(消費税及び地方消費税を含む。)

令和8年度 〇〇,〇〇〇,〇〇〇円(消費税及び地方消費税を含む。)

- 2 指定管理者は請求書により、市に委託料を請求するものとする。
- 3 委託料の支払い方法は、次のとおりとする。
 - (1) 委託料を毎月ごとに分割して支払うものとし、各月の支払額は別記2のとおりとする。
 - (2) 指定管理者は、各月の業務終了後に、請求書により前号に定める支払額を市に請求するものとする。
 - (3) 市は、当該請求書を受領して日から起算して30日以内に、請求書の記載額の全額を指定管理者に一括して支払うものとする

(協定書の変更)

第26条 市は、管理業務に関し、指定管理者が行うべき業務の範囲や内容を変更しようとするとき、又は法令等の改正が管理業務の実施に影響を与えるおそれがあると認められるときは、市と指定管理者の協議の上、本協定の規定を変更することができることとする。

(協定外の事項)

第27条 この協定に定めない事項について疑義が生じたときは、市と指定管理者とは誠意を持って協議して定めるものとする。

市と指定管理者とは、本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

令和 年 月 日

岐 阜 市 代表者 岐阜市長 ○ ○ ○ ○ 印

指定管理者 住 所 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
商号又は名称 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
氏 名 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ 印

リスク分担

(負担者側に○)

No.	種類	リスクの内容	負担者	
			岐阜市	指定管理者
1	指定管理への円滑な移行	指定管理者の責めに帰すべき事由により円滑な移行ができない場合		○
		上記以外の場合	○	
2	法令等の変更	本事業に直接関係する法令等の変更	○	
3	事業の中止及び延期	市の指示によるもの	○	
		指定管理者の事業放棄又は破綻		○
4	不可抗力	天災、暴動等による履行不能	○	
5	許認可遅延	事業の実施に必要な許認可取得の遅延、失効等(岐阜市が取得するもの)	○	
		上記以外の場合		○
6	計画変更	事業条件の変更等	○	
7	管理運営費上昇	事業条件変更以外の要因による管理運営費の増大		○
8	施設及び物品の損傷	指定管理者の責めに帰すべき事由による場合		○
		上記以外の場合	○	
9	性能不適合	協定により定めた要求水準に不適合		○
10	需要変更	利用者数の変動等の需要変動		○
		インフレ、デフレ及び公共料金の変動		○
		上記以外で実施条件を超える需要変動	○	
11	利用者への対応	施設の瑕疵等、市の責めに帰すべき事由による場合	○	
		上記以外の場合		○
12	第三者等への賠償	施設運営上の周辺住民等への損害(騒音、振動、臭気等)		○

リフレ芥見委託料月別内訳書

月	期間	金額(税込)(円)
4月分	4月1日～4月末日	
5月分	5月1日～5月末日	
6月分	6月1日～6月末日	
7月分	7月1日～7月末日	
8月分	8月1日～8月末日	
9月分	9月1日～9月末日	
10月分	10月1日～10月末日	
11月分	11月1日～11月末日	
12月分	12月1日～12月末日	
1月分	1月1日～1月末日	
2月分	2月1日～2月末日	
3月分	3月1日～3月末日	
	合 計	

岐阜市リフレ芥見の管理運営に関する協定書

岐阜市(以下「市」という。)と岐阜市△△△施設指定管理業務コンソーシアム(以下「指定管理者」という。)とは、岐阜市リフレ芥見(以下「施設」という。)の管理運営に関する業務(以下「管理業務」という。)について、岐阜市リフレ芥見施設指定管理業務コンソーシアム協定書(以下「共同体協定書」という。)及び次の条項により協定書を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

指定管理者の構成員(以下「構成員」という。)は、コンソーシアム協定書により岐阜市リフレ芥見の管理運営業務を共同連帯して実施するものとし、本協定上の債務は構成員が連帯してその債務を負担するものとする。

また、市は、本協定に基づく行為については、すべて代表構成員〇〇〇を相手方とし、代表構成員に通知した事項は、他の構成員にも通知したものとみなす。また、指定管理者は市に対して行う本協定に基づく全ての行為について代表構成員を通じて行わなければならない。

(趣旨)

第1条 この協定は、施設の設置目的を効果的、効率的かつ円滑に達成するため、岐阜市リフレ芥見条例(平成18年岐阜市条例第63号。以下「条例」という。)第5条の規定により指定された指定管理者が行う施設の管理業務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定期間)

第2条 指定管理者が本施設を管理運営する期間は、令和4年4月1日から令和9年3月31日までとする。

2 この協定の期間は、前項の規定による指定期間と同じ期間とする。

(会計区分)

第3条 管理業務に係る会計区分は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年度毎とし、独立した区分経理を行わなければならない。

(管理業務)

第4条 指定管理者は、条例第7条の規定に基づき、次に掲げる管理業務を行う。

(1) 施設の管理に関する業務

(2) 貸切使用の許可並びに使用及び入場の制限に関する業務

(3) 前2号に掲げる業務のほか、施設の管理上又は施設の設置の目的を達成するため市長が必要と認める業務

2 前項各号に掲げる業務の細目は、別紙の募集要項、仕様書及び事業計画書に記載されたとおりとする。

3 指定管理者は、公の施設であることを常に念頭に置いて、公正に管理業務を実施しなければならない。

4 指定管理者は、管理業務の実施にあたっては、関係法令及び条例等を遵守しなければならない。

(指定管理以外の業務)

第5条 指定管理者は、施設利用者サービスの観点から、前条に規定する業務のほか、以下の業務を行うものとする。

(1) 物品の販売に関する業務

(2) その他市及び指定管理者が必要とする業務

2 前項第1号に掲げる業務については、指定管理者が市から施設の目的外使用許可を受けて運営するものとする。

(管理物件)

第6条 指定管理者が管理する施設及び物品等(以下「管理物件」という。)の対象は、別に市が提示する公有財産台帳及び備品台帳によるものとし、前条第2項に係るものを除き、指定管理者は無償で使用できるものとする。

2 指定管理者は、管理物件を常に善良なる管理者の注意をもって管理し、又は使用しなければならない。

- 3 指定管理者は、管理物件を管理業務以外の用に使用してはならない。ただし、市の承認を受けた場合は、この限りでない。
- 4 指定管理者は、管理物件の形状、形質等を変更してはならない。ただし、市の承認を受けた場合は、この限りでない。
- 5 指定管理者は、事故等により管理物件を滅失し、又は毀損した場合は、速やかに市に報告し、市の指示を受けなければならない。
- 6 指定管理者は、自己の責めに帰すべき事由により管理物件を滅失し、又は毀損した場合は、指定管理者の負担において管理物件を原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(情報の取扱い)

- 第7条 指定管理者は、管理業務の実施に係り取得又は保有をした個人情報の取扱いについては、岐阜市個人情報保護条例(平成16年岐阜市条例第1号)の規定に準じて取り扱わなければならない。
- 2 指定管理者及び施設の管理業務に従事する者は、管理業務の実施によって知り得た秘密及び市の行政事務等で一般に公開されていない事項を外部へ漏らし、又は他の目的に使用してはならない。指定の期間が満了し、又は指定を取り消された後においても同様とする。
 - 3 指定管理者は、管理業務の実施に係り作成、取得又は保有をした文書については、岐阜市情報公開条例(昭和60年岐阜市条例第28号)の規定に準じて取り扱わなければならない。
 - 4 指定管理者は、前項の指定管理者が保有する文書に関し、情報公開の請求があった場合は、市と協議し必要な措置を講じるものとする。
 - 5 指定管理者は、市から管理業務に係る文書の提供の依頼があった場合は、市に当該文書の提供をするものとする。

(管理業務従事者等)

- 第8条 指定管理者は、管理業務に従事する者の氏名をあらかじめ市に通知しなければならない。
- 2 指定管理者は、管理業務に従事する者の中から、責任者を定め、市に通知しなければならない。
 - 3 指定管理者は、前2項の規定による通知に係る事項に変更がある場合には、直ちに市に通知しなければならない。

(再委託の禁止)

- 第9条 指定管理者は、管理業務を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ指定管理者の書面による承認を得た場合は、この限りでない。

(権利譲渡禁止)

- 第10条 指定管理者は、協定書を締結したことにより生じる権利義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又は担保に供してはならない。ただし、市においてやむを得ないと認め市議会の同意を得た場合は、この限りでない。

(損害の賠償)

- 第11条 指定管理者は、管理業務の実施にあたり、指定管理者の責に帰すべき事由により市又は第三者に損害を与えた場合は、損害を補償しなければならない。
- 2 前項の場合において、損害を受けた第三者の求めに応じ市が損害を賠償したときは、市は指定管理者に対して求償権を有するものとする。

(リスク分担)

- 第12条 管理業務に関するリスク分担については、別記1のとおりとする。
- 2 前項に定める事項で疑義がある場合又は前項に定める事項以外の不測のリスクが生じた場合は、市と指定管理者が協議の上、リスク分担を決定する。

(非常時の対応)

- 第13条 指定管理者は、災害、事故、犯罪等の非常事態の発生が予想されるとき又は発生したときは、直ちに市に報告し、その指示を受けなければならない。ただし、事態が緊急を要する場合には、利用者の安全確保に関する措置及び施設等の保全措置を優先して講じた後、速やかに市に報告しなければならない。
- 2 指定管理者は、事前に、非常時のマニュアルや緊急連絡網の作成等、非常時に対応できる体制を整備し、これを市に届け出なければならない。

(災害時の対応)

- 第14条 指定管理者は、施設の営業時間内に、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に規定

する地震、暴風、洪水その他の災害が発生し、または発生のおそれがある場合において、避難情報(避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示)の発令、または発令される前に施設利用者が滞留する場合や自主避難者がいる場合は、速やかに市へ報告し、対応について市と協議しなければならない。

- 2 指定管理者は、市との協議により自主避難者等を受け入れる場合は、協力するものとする。
- 3 市は、自主避難者等を指定避難所等に受け入れるため、他の避難所等を開設し、自主避難者等を避難させるものとする。ただし、災害の状況により避難させることが困難な場合は、この限りではない。
- 4 市の指示により自主避難者等を受け入れた場合、指定管理者は施設内で発生した避難者及び物資に係る事故について責任を負わないものとする。
- 5 指定管理者が災害対応業務等で支出した費用については、合理性が認められる範囲で市が負担することを原則として、市と指定管理者の協議により決定するものとする。
- 6 市の遵守事項は下記のとおりとする。
 - (5) 市は、指定管理施設で混乱が生じないように連絡体制及び安全管理に万全を期すとともに、施設等に破損、減失等が生じないように十分配慮する。
 - (6) 市は、施設等が著しく破損し、または避難者等の受け入れが限界を超え、使用不能となった場合には、他の避難所の確保等に努めること。
 - (7) 市は、指定管理施設の避難所としての使用が長期にわたる等の理由により、指定管理者の通常業務に支障を来すおそれが生じた場合には、速やかに他の避難所の確保等に努めること。
 - (8) 市は、指定管理施設の避難所としての使用が終了したときは、責任をもって速やかに廃棄物の処理等を行うこと。

(事業計画書の提出)

第15条 指定管理者は、第3条の規定による会計区分毎に、翌年度の管理業務に係る事業計画書及びその経費(収入のある施設は「収支」)の明細を10月31日までに甲に提出し、市の承認を得なければならない。

- 2 指定管理者は、前項の承認を受けた後に事業計画を変更しようとするときは、あらかじめ市と協議し、承認を得なければならない。この場合において、経費(収入のある施設は「収支」)の明細は、前項の規定にかかわらず市が定める日までに提出するものとする。

(事業報告等)

第16条 指定管理者は、毎月終了後10日以内に、次に掲げる事項を記載した月毎の事業報告書を作成し、市に提出しなければならない。

- (1) 管理業務の実施状況
 - (2) 施設の利用状況(利用件数、利用者数、利用拒否等の件数・理由等)
 - (3) 料金収入の実績
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者による管理の実態を把握するために必要な事項
- 2 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市に提出しなければならない。ただし、年度の途中において指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。
 - (1) 管理業務の実施状況
 - (2) 施設の利用状況(利用件数、利用者数、利用拒否等の件数・理由等)
 - (3) 料金収入の実績
 - (4) 管理経費等の収支状況
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者による管理の実態を把握するために必要な事項
 - 3 市は、必要があると認める場合には、指定管理者に対し、前2項に掲げるもののほか管理業務及び経理の状況に関し、必要に応じて報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。
 - 4 市は、必要があると認める場合には、指定管理者に対し、貸借対照表、損益計算書など直近の経営状況を確認できる書類の提出を求めることができる。
 - 5 指定管理者は、第3項の規定による指示に従い、是正等の措置を講じ、市に対しその措置の内

容を速やかに報告しなければならない。

(委託料の精算)

第17条 指定管理者は、その収入である委託料(第4条の管理業務の実施に対する対価をいう。以下同じ。)と利用料金の合計が、指定管理業務の実施に要する費用の合計額を超えた場合においては、当該超過額の100分の20に相当する額を市に支払うものとする。ただし、経費の節減等により指定管理業務の実施に要した費用の合計額が、事業計画書において見込んだ費用の合計額を下回った場合においては、その額を当該超過額から控除できるものとする。

(指定の取消し等)

第18条 市は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、指定管理者の指定を取り消し、又は業務の全部若しくは一部を停止させ、支払った委託料の全部若しくは一部の返還及びこれにより生じた損害の賠償を命じることができる。

- (1) 指定管理者が、関係法令、条例、規則又はこの協定に基づく市の指示に従わないとき。
 - (2) 指定管理者が、関係法令、条例、規則又はこの協定に違反したとき。
 - (3) 指定管理者として指定を受ける際の応募資格に不適合となったとき。
 - (4) 指定管理者の経営状況が著しく悪化するなど、公の施設の管理に重大な支障が生じるおそれがあるとき。
- 2 前項の規定に基づき、指定管理者の指定を取り消し、又は管理業務の全部若しくは一部を停止することにより生じた指定管理者の損害については、市はその責めを負わないものとする。
- 3 指定管理者は、第1項の規定により指定管理者の指定を取り消されたときは、速やかに施設及び物品等を市に返還しなければならない。
- 4 指定管理者は、第1項の規定により指定管理者の指定を取り消され、又は管理業務の全部若しくは一部を停止された場合に、既に委託料が支払われているときは、市の指定する期日までに当該指定の取消し又は管理業務の全部若しくは一部の停止に係る期間に対して支払われた委託料として市が計算して定める金額を市に返納しなければならない。
- 5 市は、第1項に規定する場合のほか、必要があるときは、業務の全部又は一部を廃止することができる。この場合において、市は、廃止しようとする日の30日前までにこれを指定管理者に通知し、指定管理者の指定を取り消さなければならない。
- 6 前項により、指定管理者の指定が取り消された場合における損害の賠償については、市と指定管理者が協議して定める。

(管理業務履行途中における構成員の脱退に対する措置)

第19条 構成員は、コンソーシアムが管理業務を完了する日までは脱退することができない。

- 2 前項の規定にかかわらず構成員が管理業務の履行途中において、指定管理者の応募資格要件を欠き脱退した場合においては、残存構成員が管理業務を完了する。

(管理業務の履行途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第20条 構成員のうちいずれかが管理業務の履行途中において破産又は解散した場合においては、前条第2項の規定を準用する。

(原状回復義務)

第21条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理物件を速やかに原状に復さなければならない。ただし、市の承認を得たときは、この限りでない。

- 2 市は、指定管理者が前項の義務を履行しないときは、これを原状に復し、その費用を指定管理者に請求することができる。

(文書の保存)

第22条 指定管理者は、管理業務を実施するにあたって指定管理者が保有する文書は、指定の期間が満了し、又は指定を取り消された後においても、岐阜市文書取扱規則(昭和49年岐阜市規則第6号)に準じて保存しなければならない。

(重要事項の変更)

第23条 指定管理者は、定款、事務所の所在地又は代表者の変更等を行ったときは、遅滞なく市に届け出なければならない。

(利用料金の帰属の範囲)

第24条 指定管理者に帰属する利用料金は、指定管理者が施設の指定管理者である期間(以下

「指定管理者期間」という。)において行われる施設の使用に係る利用料金とする。ただし、指定管理者期間内に発行された回数券の利用料金は指定管理者に帰属するものとする。

(管理業務の引継)

第25条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、市の指示に従い、速やかに管理業務に関する事務及び文書を市又は市が指定した者に対して市の指定する期日までに引き継ぐとともに、引継ぎ書を作成しなければならない。

2 前項の場合において、指定管理者期間終了後の施設の利用に係る利用料金(回数券による利用料金を除く。)を既に収受しているときは、指定管理者は、市の指示に従い当該利用料金の額を市の指定する口座に振り込まなければならない。

(回数券の取扱い)

第26条 指定期間開始前に発行済みの回数券は、指定期間開始後も効力を有するものとし、指定管理者は、指定管理者の負担により当該回数券による利用を受け入れるものとする。

2 指定管理者は、主に指定期間終了後の使用となる回数券の販売を特に促進してはならない。

3 前項の規定にかかわらず、販売の促進があったと市が認める場合は、指定管理者は、当該販売の促進により得たと市が認める金額を市に支払わなければならない。

(委託料、支払い方法)

第27条 各年度の委託料の額は、次のとおりとする。

令和4年度 〇〇,〇〇〇,〇〇〇円(消費税及び地方消費税を含む。)

令和5年度 〇〇,〇〇〇,〇〇〇円(消費税及び地方消費税を含む。)

令和6年度 〇〇,〇〇〇,〇〇〇円(消費税及び地方消費税を含む。)

令和7年度 〇〇,〇〇〇,〇〇〇円(消費税及び地方消費税を含む。)

令和8年度 〇〇,〇〇〇,〇〇〇円(消費税及び地方消費税を含む。)

2 指定管理者は請求書により、市に委託料を請求するものとする。

3 委託料の支払い方法は、次のとおりとする。

(1) 委託料を各月ごとに分割して支払うものとし、各月の支払額は別記2のとおりとする。

(2) 指定管理者は、各月の業務終了後に、請求書により前号に定める支払額を市に請求するものとする。

(3) 市は、当該請求書を受領して日から起算して30日以内に、請求書の記載額の全額を指定管理者に一括して支払うものとする

(協定書の変更)

第28条 市は、管理業務に関し、指定管理者が行うべき業務の範囲や内容を変更しようとするとき、又は法令等の改正が管理業務の実施に影響を与えるおそれがあると認められるときは、市と指定管理者の協議の上、本協定の規定を変更することができることとする。

(協定外の事項)

第29条 この協定に定めない事項について疑義が生じたときは、市と指定管理者とは誠意を持って協議して定めるものとする。

市と指定管理者とは、本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

令和 年 月 日

岐阜市 代表者 岐阜市長 ○ ○ ○ ○ 印

指定管理者 指定管理者〇〇〇施設指定管理業務コンソーシアム
代表構成員

住 所

商号又は名称

氏 名 印

リスク分担

(負担者側に○)

No.	種類	リスクの内容	負担者	
			岐阜市	指定管理者
1	指定管理への円滑な移行	指定管理者の責めに帰すべき事由により円滑な移行ができない場合		○
		上記以外の場合	○	
2	法令等の変更	本事業に直接関係する法令等の変更	○	
3	事業の中止及び延期	市の指示によるもの	○	
		指定管理者の事業放棄又は破綻		○
4	不可抗力	天災、暴動等による履行不能	○	
5	許認可遅延	事業の実施に必要な許認可取得の遅延、失効等(岐阜市が取得するもの)	○	
		上記以外の場合		○
6	計画変更	事業条件の変更等	○	
7	管理運営費上昇	事業条件変更以外の要因による管理運営費の増大		○
8	施設及び物品の損傷	指定管理者の責めに帰すべき事由による場合		○
		上記以外の場合	○	
9	性能不適合	協定により定めた要求水準に不適合		○
10	需要変更	利用者数の変動等の需要変動		○
		インフレ、デフレ及び公共料金の変動		○
		上記以外で実施条件を超える需要変動	○	
11	利用者への対応	施設の瑕疵等、市の責めに帰すべき事由による場合	○	
		上記以外の場合		○
12	第三者等への賠償	施設運営上の周辺住民等への損害(騒音、振動、臭気等)		○

リフレ芥見委託料月別内訳書

月	期間	金額(税込)(円)
4月分	4月1日～4月末日	
5月分	5月1日～5月末日	
6月分	6月1日～6月末日	
7月分	7月1日～7月末日	
8月分	8月1日～8月末日	
9月分	9月1日～9月末日	
10月分	10月1日～10月末日	
11月分	11月1日～11月末日	
12月分	12月1日～12月末日	
1月分	1月1日～1月末日	
2月分	2月1日～2月末日	
3月分	3月1日～3月末日	
	合 計	

岐阜市リフレ芥見指定管理者指定申請書

(あて先) 岐阜市長

令和 年 月 日

(申請者)

岐阜市リフレ芥見指定管理業務コンソーシアム

代表構成員 所在地

商号又は名称

代表者名

岐阜市リフレ芥見の指定管理者の指定を受けるため、コンソーシアムを結成し、指定管理者指定申請書に岐阜市リフレ芥見指定管理業務コンソーシアム協定書及びその他必要書類を添えて下記のとおり申請いたします。

記

1 申請書類

- (1)定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- (2)リフレ芥見の管理に関する収支予算書
- (3)事業計画書
- (4)団体の概要及び活動状況を記した書類
- (5)前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 担当者連絡先

様式第 7 号

岐阜市リフレ芥見指定管理業務コンソーシアム構成員表

構成区分	所在地、商号又は名称、代表者氏名及び電話番号
代表構成員	所在地 商号又は名称 代表者名 電話番号
構成員	所在地 商号又は名称 代表者名 電話番号

※必要に応じて追加してください。

様式第 8 号

岐阜市リフレ芥見指定管理業務コンソーシアム構成員概要書

名 称	
代 表 者 名	
所 在 地	
設 立 年 月 日	
資 本 金	
売 上 高	
従 業 員 数	
業 務 内 容	
団 体 の 特 色	

※必要に応じて追加し、構成員それぞれについてお書きください。

様式第9号

岐阜市リフレ芥見指定管理業務コンソーシアム協定書

(目的)

第1条 当コンソーシアムは、岐阜市リフレ芥見の指定管理業務(以下、「当該業務」という。)を共同連帯して営むことを目的とする。

(名称)

第2条 当コンソーシアムは、岐阜市リフレ芥見指定管理業務コンソーシアム(以下、「コンソーシアム」という。)と称する。

(事務所の所在地)

第3条 コンソーシアムは、(所在地、商号又は名称を明記)内に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 コンソーシアムは、本協定書締結日に成立し、当該業務の指定管理期間終了後3か月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 当該業務の指定管理者の指定を受けられなかったときは、コンソーシアムは、前項の規定に関わらず解散することができるものとする。

(構成員の所在地及び名称)

第5条 コンソーシアムの構成員は、次のとおりとする。

代表構成員	所在地
	商号又は名称
	代表者名

構成員	所在地
	商号又は名称
	代表者名

(代表者の名称)

第6条 コンソーシアムは、△△△(商号又は名称を明記)を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 コンソーシアムの代表者は、当該業務の履行に関し、コンソーシアムを代表して、岐阜市及び監督官庁等と折衝する権限、指定管理者申請関係書類の作成及び提出、岐阜市長と当該業務に係る協定書の締結、当該業務に係る指定管理料(委託料)の請求及び受領、コンソーシアムに属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の責任)

第8条 各構成員は、当該業務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第9条 本協定書に基づく権利義務は、第三者に譲渡することはできない。

(業務履行途中における構成員の脱退に対する措置)

第10条 構成員は、コンソーシアムが当該業務を完了する日までは脱退することができない。

2 前項の規定に関わらず構成員が当該業務の履行途中において、指定管理者の応募資格要件を欠き脱退した場合においては、残存構成員が当該業務を完了する。

(業務履行途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第11条 構成員のうちいずれかが、業務履行途中において破産又は解散した場合においては、前条第2項の規定を準用する。

(解散後のかし担保責任)

第12条 コンソーシアムが解散した後においても、当該業務につき、かしがあったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第13条 この協定書に定めのない事項については、構成員全員の協議によるものとする。

×××(構成員の商号又は名称を明記)は、以上のとおり岐阜市リフレ芥見指定管理業務コンソーシアム協定書を締結したので、その証としてこの協定書△通を作成し、当事者記名押印して各自その1通を保有するほか岐阜市に1通提出するものとする。

令和 年 月 日

岐阜市リフレ芥見指定管理業務コンソーシアム

代表構成員 所在地
商号又は名称
代表者名

印

構 成 員 所 在 地
商号又は名称
代表者名

印

委 任 状

令和 年 月 日

岐阜市長

コンソーシアムの名称

委任者 所在地
商号又は名称
代表者名

印

私は、下記のコンソーシアム代表者を代理人と定め、当コンソーシアムが存続する間、下記事項の権限を委任します。

受任者

下記事項について受任することを承諾します。

コンソーシアムの代表者

所在地
商号又は名称
代表者名

印

委任事項

- 1 岐阜市リフレ芥見の指定管理業務に係る岐阜市及び監督官庁等との折衝
- 2 岐阜市リフレ芥見の指定管理業務に係る指定管理者申請関係書類の作成及び提出
- 3 岐阜市と岐阜市リフレ芥見の指定管理業務に係る協定書の締結
- 4 岐阜市リフレ芥見の指定管理業務に係る指定管理料(委託料)の請求及び受領
- 5 コンソーシアムに属する財産の管理

岐阜市リフレ芥見指定管理者指定申請にかかる誓約書

岐阜市リフレ芥見の指定管理者指定申請を行うにあたり、下記の事項及び提出書類の内容について事実と相違ないことを誓約します。

また、後日誓約した内容に違反する事実が判明した場合には、いかなる措置を受けましても異存のないことを誓約します。

記

- 1 過去2年以内において、指定管理者の責に帰すべき事由により、本市もしくは他の地方公共団体から地方自治法第244条の2第 11 項の規定により指定管理者の指定の取り消しを受けていないこと。
- 2 地方自治法施行令第167条の4(昭和22年政令第16号)及び岐阜市競争入札参加資格停止措置要領の規定に該当しない団体であること。
- 3 会社更生法(平成14年12月13日法律第154号)に基づき更生手続きの申立てをしている団体でないこと。
- 4 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続き開始の申立てをしている団体でないこと。
- 5 破産法(平成16年法律第75号)に基づき破産手続き開始の申立てをしている団体及びその開始決定がされている団体(同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。)でないこと。
- 6 「岐阜市が行う事務事業からの暴力団排除に関する合意書」の第4条に規定する暴力団・暴力団員でない者で構成されていること。
- 7 国税、県税、市税の滞納がない団体であること。

令和 年 月 日

(あて先)岐阜市長

所在地
商号又は名称
代表者名

印

様式第13号

辞 退 届

令和 年 月 日

岐阜市長

申請者 団 体 名
団体所在地
代表者名

「岐阜市リフレ芥見」の指定管理者の応募を辞退します。

担 当 者 名	
電 話 番 号	
F A X 番 号	
E-Mail アドレス	

様式第 14 号

岐阜市リフレ芥見指定管理者応募説明会参加申込書

月 日()開催の説明会、現地見学会に参加を申し込みます。

(あて先) 岐 阜 市 長

令和 年 月 日

団体所在地

団 体 名

代表者名

参加者氏名	連絡先

担当:環境部東部クリーンセンター
電話 058-243-1151

岐阜市リフレ芥見指定管理者の
応募に関する質問書(1枚につき1件)

(あて先) 岐 阜 市 長

令和 年 月 日

団 体 所 在 地
団 体 名
電 話 ・ F A X
メー ル ア ド レ ス
代 表 者 名

質 問 者 名		質 問 者 の 連 絡 先	
質 問 の 内 容			
回 答			

担当:環境部東部クリーンセンター
電話 058-243-1151